

## 特定医療費(指定難病)助成制度における 「指定医療機関」の申請の手引き

- 特定医療費(指定難病)の助成対象は、都道府県知事、指定都市市長に指定された、指定医療機関(病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等)で提供された医療や介護に限られます。
- 指定されていない医療機関等を受診した際の医療費等については、療養費払申請(償還払い)の対象となりませんので、御注意ください。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要となりますので、以下を御参照のうえ、必要な手続きを行ってください。

### 指定医療機関の申請手続等

指定を受けようとする医療機関等は、「特定医療費(指定難病)助成指定医療機関指定申請書」及び役員名簿を京都市宛に提出してください。

【提出先】 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394Y・J・Kビル 3階  
京都市特定医療費認定事務センター  
電話 075-748-1212

- ・ 後日、京都市から指定通知書を送付するとともに、京都市ホームページにおいて公開します。
- ・ 指定の期間は6年です。指定後6年を経過する前に、更新の手続きが必要となります。

### 指定医療機関の要件・責務

【要件】(難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「法」という。)第14条)

- 以下のいずれかの医療機関等であること。
  - 保険医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護事業者に限る。)
  - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者(介護予防訪問看護事業者に限る。)
- 法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

【責務】(法第16条・第17条・第18条)

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、都道府県知事又は指定都市市長の指導を受けなければならない。